

## 茨木市介護人材確保に向けた高齢者介護職就職奨励金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内の介護事業所に再就職する高齢者に対し市が奨励金を交付することにより、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進及び介護人材の確保を図り、もって介護サービスの安定的な供給に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）若しくは同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する事業所又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。

(2) 介護職有資格者 次に掲げる者をいう。

ア 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2号に規定する介護福祉士をいう。

イ 介護職員初任者研修修了者 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条第1号に規定する介護職員基礎研修課程、一級課程又は二級課程を含む。）を修了した者をいう。

ウ 介護福祉士実務者研修修了者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施された研修を修了した者をいう。

### (交付対象者)

第3 交付の対象となる者は、一旦離職したが、市内の介護事業所に再就職した者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

- ア 勤務開始日において満60歳以上である者
- イ 市税の滞納をしていない者

(2) 第5の規定により奨励金の交付を申請する日において、次に掲げる事由のいずれにも該当する者

- ア 介護職有資格者であること。
- イ 介護サービス事業所に令和3年4月以降に就職し、かつ、当該事業所における勤務開始日から起算して3ヶ月以上経過していること。
- ウ 同介護サービス事業所にて勤務開始日から3ヶ月経過した翌日から起算して1年以上の勤務が見込めること。

(奨励金の額)

第4 奨励金の額は、1人50,000円とする。

(奨励金の交付申請)

第5 介護事業所に再就職する者（以下申請者とする）は、茨木市高齢者介護職就職奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期間に市長に申請しなければならない。その際、申請者を雇用する法人が申請者の委任を受け、代理人として申請の手続き等を行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 雇用証明書（様式第2号）

(2) 経歴書（様式第3号）

(3) 委任状（様式第4号）

(4) 資格を有すること又は研修を終了したことが確認できる書類

(5) 交付対象者の当該年度の市町村民税の課税状況についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 第1項の申請は、1人につき1回限りとする。

(奨励金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において奨励金を決定し、申請者に対し茨木市高齢者介護職就職奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により通知する。

(奨励金の交付請求)

第7 第6の奨励金交付決定通知書を受けた申請者は、茨木市高齢者介護職就職奨励金交付請求書（様式第6号）を市長に提出し、奨励金の交付を請求しなければならない

ない。

(奨励金の交付)

第8 市長は、第7の規定による奨励金の交付請求を受け付け、適当と認めたときは、申請者に対して奨励金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第9 市長は、奨励金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を交付せず、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 勤務開始日から3ヶ月経過した翌日から起算して1年未満で介護事業所を離職したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者 ⑩  
（担当者 ⑩）

茨木市高齢者介護職就職奨励金交付申請書

茨木市介護人材確保に向けた高齢者介護職就職奨励金の交付を次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金50,000円
- 2 交付対象者 氏名：  
住所：  
生年月日： 年 月 日
- 3 勤務先 所在地：  
事業所名：
- 4 資格 有：（ ）
- 5 勤務開始日 年 月 日
- 6 勤務開始日から3ヶ月経過した翌日から1年以上の勤務  
見込みあり ・ 見込みなし
- 7 添付書類  
(1) 雇用証明書（様式第2号） (2) 経歴書（様式第3号）  
(3) 委任状（様式第4号） (4) 資格が確認できる書類  
(5) 交付対象者の所得（課税）証明書

8 同意書

奨励金交付の審査のために必要があるときは、私の住民登録、課税状況及び納税状況について茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び市税納付状況に関する資料で確認することに同意します。

交付対象者 ⑩

（自署の場合押印不要）

様式第2号（第5関係）

雇用証明書

年 月 日

（提出先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者 ⑩  
（担当者 ）

次のとおり雇用していることを証明します。

被 雇 用 者	氏名： 住所：
勤 務 先 事 業 所 （※）	事業所名： 所在地： サービスの種類： 介護保険事業者番号： 電話番号：
勤 務 開 始 日	年 月 日
勤務開始日から3ヶ月 経過した翌日から 1年の勤務見込み	あり ・ なし

※本市への申請又は届出内容と全く同一のもので記載してください。

経 歴 書

年 月 日

（提出先）茨木市長

氏 名		
住 所	〒	
生年月日	年 月 日	
主な職歴（直近から）		
期 間	事業所名	職 名
年 月～年 月		
資 格	取得年月日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

上記経歴は真実であり、今後も継続して本事業所で資格に基づく業務に従事する意思があることを申し添えます。

なお、虚偽の記載があった場合は、交付を受けた奨励金を市長の指示により、返還することを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名（署名）

様式第4号（第5関係）

（提出先）茨木市長

委任状

年度茨木市介護人材確保に向けた高齢者介護職就職奨励金について、私を雇用する法人を代理人と定め、奨励金の申請に関する権限を委任します。

（法人）

所在地

名称

代表者名

⑩

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

（自署の場合押印不要）

様式第5号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏名

様

茨木市高齢者介護職就職奨励金  
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付申請の茨木市介護人材確保に向けた高齢者介護職就職奨励金について、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	交付 ・ 不交付
	交付決定額 円
不交付の理由	
備考	

年 月 日

茨木市長



様式第6号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住所

氏名

㊟

（自署の場合押印不要）

茨木市高齢者介護職就職奨励金交付請求書

年 月 日付茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市介護人材確保に向けた高齢者介護職就職奨励金を次のとおり請求します。

1 金 額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			